

◎新潟県告示第546号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり新潟県立万代島美術館の観覧料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年5月13日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 委託した事務
「さくらももこ展」前売観覧券の観覧料の徴収に関する事務
- 2 前売観覧券販売期間
令和7年5月16日から令和7年6月8日まで
- 3 前売観覧券の販売場所及び委託を受けた者

販売場所	委託を受けた者
新潟市秋葉区蒲ヶ沢109番地1 新潟市新津美術館	新潟市中央区紫竹山2丁目5番40号 株式会社NKSコーポレーション新潟支店 支店長 中野 幸広

- 4 委託期間
令和7年5月16日から令和7年7月20日まで